

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 5 号

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則（平成26年北上地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(加算額等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与条例第13条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上 <u>4万5,000円</u></p>	<p>(加算額等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与条例第13条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万6,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万4,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>3万2,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>4万円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>4万6,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>5万2,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上<u>2,000キロメートル未満</u> <u>5万8,000円</u></p> <p>(9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満</u> <u>6万4,000円</u></p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 <u>7万円</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。